

8. 推進体制の検討

1) TMO 設立についての検討

TMO とは

TMO は、「Town Management Organization」の略で、まちづくりをマネージ（運営・管理）する機関である。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースする。施設の整備、運営主体となることも可能である。

中小小売商業高度化事業構想（TMO 構想）を作成し、その構想について、適当である旨の市町村の認定を受けたもの（認定構想推進事業者）が TMO となる。

TMO の必要性

中心市街地活性化法においては、各種事業主体が、中心市街地活性化基本計画とそれに基づく TMO 構想との協調を図りながら、個別の事業を実施することで、単独で事業を実施するよりも、地域の活性化に対して格段の効果が得られるという効果が期待されている。このため、TMO と各種事業主体が共同で事業を行う場合と、TMO が単独で事業を行う場合において、補助金等の支援策が設けられている。

このため、地域活性化のためのまちづくり活動の実施に対して有効的な支援を受け、より効果的に事業の運営、管理を推進するためにも、TMO は必要不可欠であり、その設立に向けた取組みは希求の課題である。

TMO の主体と担う役割

中心市街地活性化法において、TMO になりうる組織は、

商工会

商工会議所

第3セクター特定会社（中小企業者が出資している会社であって、大企業者の出資割合が1/2未満であり、かつ、地方公共団体が発行済株式の総数又は出資金額の3%以上を所有又は出資している会社）

第3セクター財団法人（基本財産の額の3%以上を地方公共団体が拠出している財団法人）

と定められている。

TMO が担う役割については、事業を実施せず、各組織との調整に徹する「企画調整型」と、事業実施の主体になる「事業実施型」の2つに分類されるほか、どのような事業を実施するのか（支援を受けるのか）によって必要な要件が変わる。

本市の場合は、TMO の業務を実施するために必要な「まちづくり」あるいは「商業活性化」の取組みを既に行い、そのノウハウを蓄積している組織は、箕面商工会議所と箕面都市開発株式会社である。両者のうちでは、箕面都市開発株式会社が TMO になることを希望しており、滝道における橋本亭の再生など、既に TMO 的立場にたち、事業実施を開始している。

したがって、今後は、箕面都市開発株式会社を中心主体として TMO 設立に向けて検討すると同時に、TMO の事業活動の運営にあたっては、箕面商工会議所との連携・協力体制を取り、会議所がアクションプランの実施等を通して蓄積してきた、商業等の活性化のノウハウを十分に活用する。

なお、TMO は、市民、商業者等のコンセンサスを形成したうえで、中心市街地のまちづくりをマネジメントする役割を担うため、関係者からの信頼を得ることが最も重要であり、健全な経営とその透明性の確保、機動力のある組織形態の実現をはじめとして、実効性の高い事業展開とその PR 等が必要である。

また、全国の先進事例から明らかのように、TMO が官民の中間的な組織として、地域の活性化やまちづくりについて、持続的に事業を展開するには、商業者、市民、行政などの関係者がそろって人的、財政的に TMO を支える体制づくりが不可欠であり、市民が参加できる運営や官民からの出資とともに、市による財政的支援や市民による寄附など、継続的な経営資源の支援が必要である。

2) 市民協働のまちづくりの考え方について

事業計画を推進する上で、TMO に市民等とのコンセンサスの窓口を設け、市民等の意見を積極的に取り入れる。それを精査し、地域活性化の全体構想や、個別事業活動の実施計画に反映していくものとし、市民、商業者等のニーズを把握した、合意形成の取れたまちづくりをめざす。

特に、中心市街地において NPO 等が行う地域活動の継続性・発展性を高めるために、その担い手となる人材の育成を推進して、市民参加型のまちづくりのさらなる発展をめざす。

市民・・・市民、地域商業者、NPO 等

市民

まちづくり協議会などのさまざまな地域活動に、能動的に参加することで、市民参加型のまちづくり活動の実施主体となる。

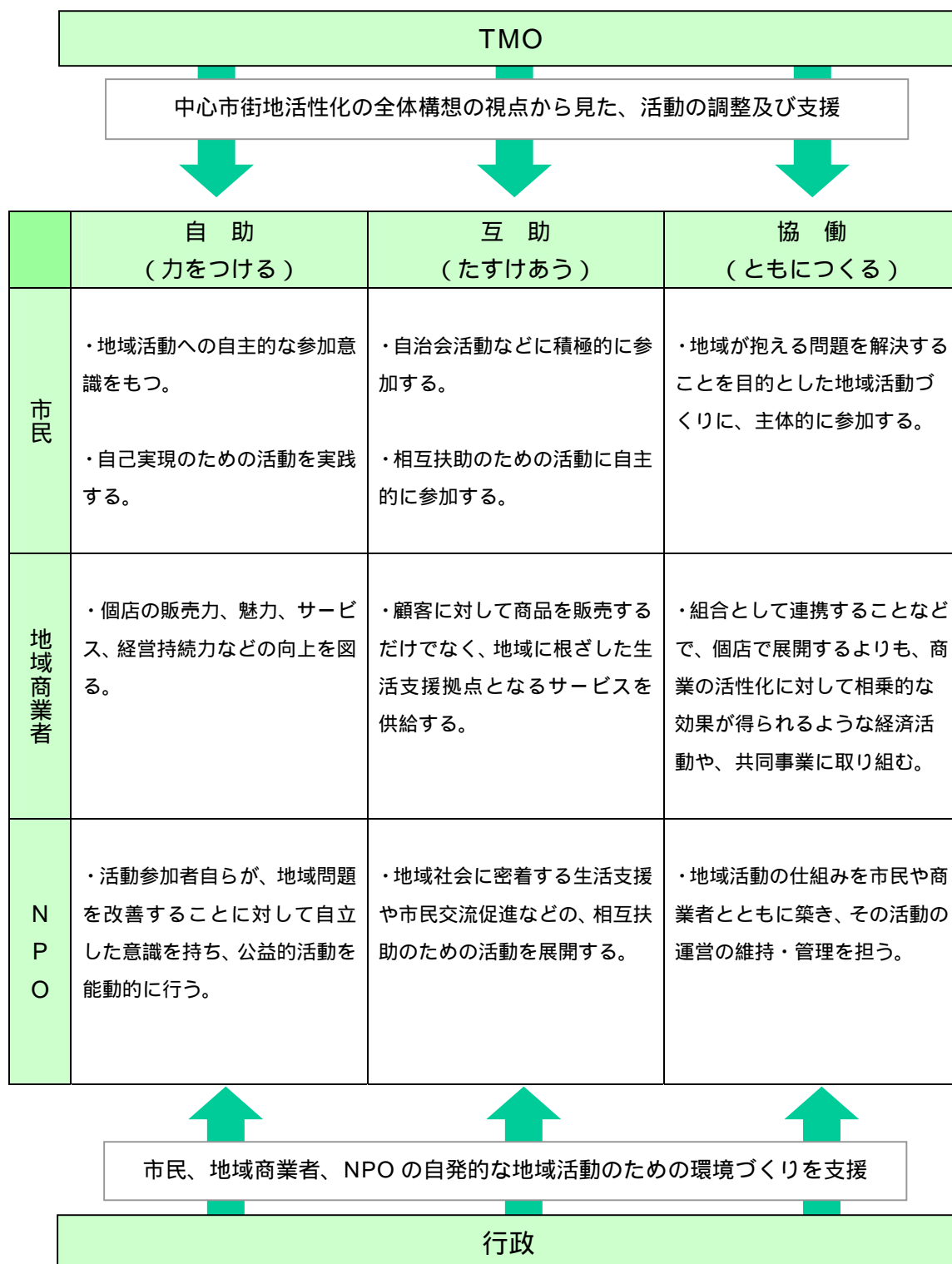
地域商業者

個店の経営力向上のための自助努力を行うことに加えて、市民（住民）に対して、日常生活交流サービスの担い手として活動する。これにより、地域交流の拠点としての地元商店街の求心力の向上をめざし、地域活性化に貢献する。

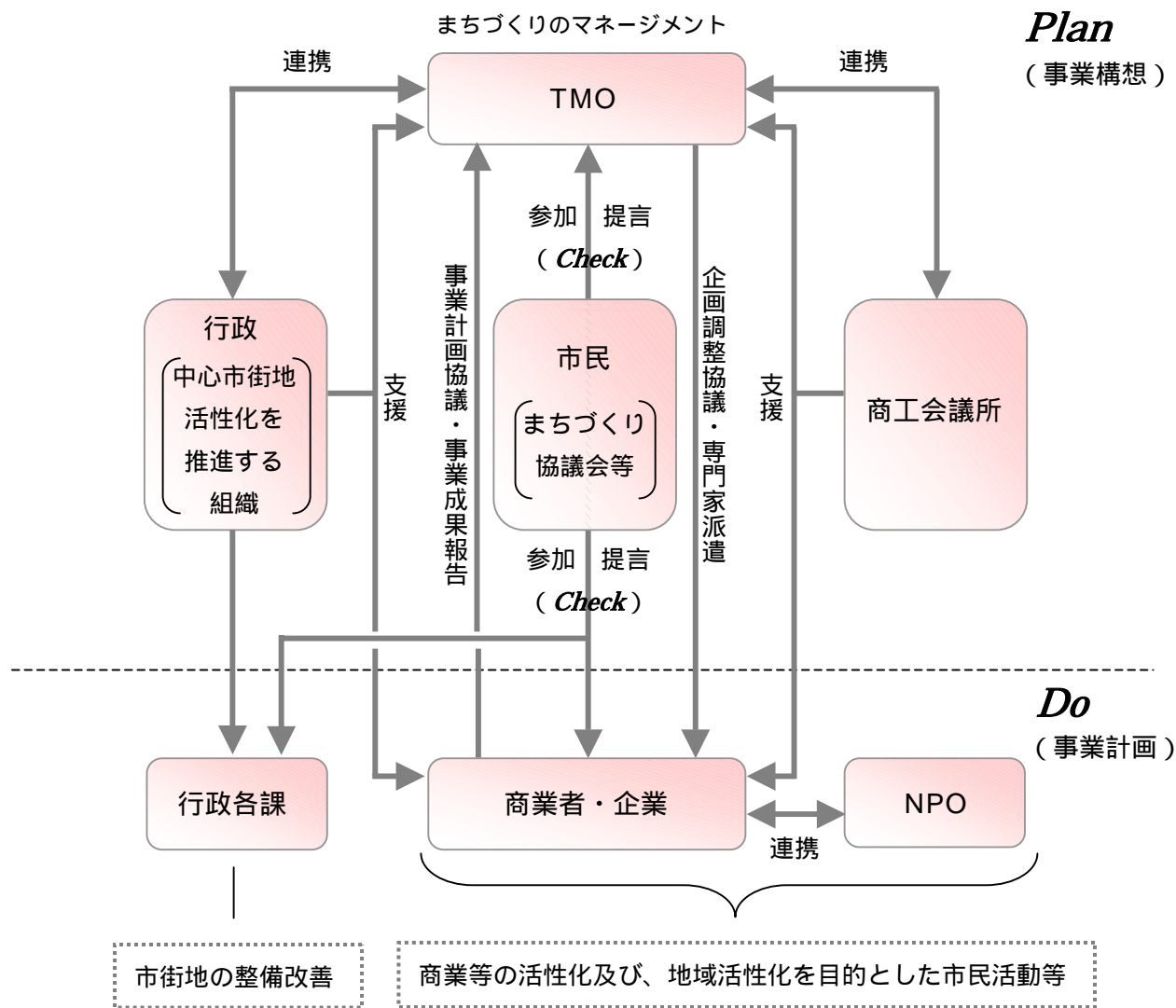
NPO

NPO は、高齢者生活支援や地域交流活動支援など、地域社会の活性化に資する活動を通じて、市民の互助連携をサポートする。また、非営利団体であるその活動業態を活かし、市民参加型のまちづくりや、地域密着型のコミュニティビジネスなどに、柔軟かつ横断的に取り組む。

【市民・TMO・行政の協働による、まちづくりの取組みのイメージ】



3) 推進体制案



- ・ハード事業
- ・ソフト事業

中心市街地活性化に資する施策の推進にあたっては、ハード・ソフト両面にわたり、国の各種施策を積極的に活用し、特定財源の確保に努める。

Check (事業の評価)

中心市街地の活性化を実現するためには、PDCA (Plan Do Check Action) のマネジメントサイクルを確立する必要がある。ここでの Check (事業の評価) とは、中心市街地活性化基本計画が、その方向性の通りに具体化されているかの Check、TMO がその構想に基づいて、各事業の進捗を管理するための Check、各事業主体が実施した事業活動の成果を、市民が評価するための Check の意味を持つ。

具体的評価手法については、それぞれの事業主体が、具体の事業活動を立案、決定する際に検討すべきであることから、本基本計画を推進するための評価手法は、推進体制の確立に伴って検討することとする。